（検討）

第十条　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の災害対策基本法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正）

第十一条　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、学校教育法」を「並びに学校教育法」に改め、「国立学校」の下に「、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）」を加える。

（旅館業法の一部改正）

第十二条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「をいう。）」の下に「又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この項において「公立大学法人」という。）が設置する学校」を、「及び地方公共団体」の下に「（公立大学法人を含む。）」を加える。

（医療法及び生活困窮者自立支援法の一部改正）

第十三条　次に掲げる法律の規定中「第三十三条の四第一項の規定による届出をして」を「第二十九条第一項の規定により」に改める。

一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十五第二項

二　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十一条第四項

（教育職員免許法の一部改正）

第十四条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「（地方公共団体」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下単に「公立大学法人」という。）を含む。）」を、「及び地方公共団体」の下に「（公立大学法人を含む。）」を加える。

第十一条第一項中「国立学校」の下に「、公立学校（公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「国立学校」の下に「、公立学校」を加える。

（社会教育法の一部改正）

第十五条　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「のうち、大学」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、「高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校」を「大学」に、「の学校」を「の公立学校」に、「をいう」を「又は公立大学法人の理事長をいう」に改める。

第四十八条第一項中「大学若しくは高等専門学校」を「公立学校」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第二十七号中「都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項に規定する市準則」を「市町村準則」に改める。

（官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正）

第十七条　官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第二項本文」に改める。

（産業教育振興法の一部改正）

第十八条　産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「公立学校」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条において「公立大学法人」という。）が設置する学校を含む。次項において同じ。）」を加える。

第十六条中「高等学校（公立大学法人が設置する中学校又は高等学校を含む。以下この条において同じ。）が」に改める。

（理科教育振興法の一部改正）

第十九条　理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「公立」を「公立の学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものを含む。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「の外」を「のほか」に、「公立」を「公立の学校」に改める。

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部改正）

第二十条　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の学校」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものを含む。）」を加える。

（特別支援学校への就学奨励に関する法律の一部改正）

第二十一条　特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「区域内の」の下に「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは」を加え、「（付添人の付添い」に改め、同項第三号中「付添に」を「付添いに」に改める。

（義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部改正）

第二十二条　義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「にあつては、当該国立大学」を「又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十七条の二第一項の規定により公立大学に附属して設置される義務教育諸学校にあつては、当該大学」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第二十三条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「受ける公立学校」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。第二十四条第一項において同じ。）」を加える。

第二十四条第一項中「公立学校施設に」を「公立学校の施設に」に改める。

（青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第二十四条　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項」を「特定地方公共団体（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）並びに職業紹介事業者（同条第八項」に改める。

第六条中「地方公共団体」の下に「（特定地方公共団体を含む。）」を加える。

第七条中「事業主」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

第十四条中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

第二十七条中「事業主」の下に「、特定地方公共団体」を加える。